⑹　建設業の就業者に占める若年層（15～29歳）の割合は、1988年（昭和63年）の14.8％を底に上昇を続け、1997年（平成９年）には22.0％となった。その後下降に転じたが、2024年（令和６年）には11.7％と回復傾向となっている。ただし、全産業の16.9％に比べると低くなっている。

⑺　建設労働者の高齢化の状況について、建設業の就業者に占める高年齢層（60歳以上）の割合は、1978年（昭和53年）以降上昇傾向にあり、2024年（令和６年）には25.8％となった。全産業の22.0％に比べ高齢化が進展している。

また、2024年（令和６年）における建設労働者の平均年齢は45.3歳であり、全産業の44.1歳と比べるとやや高くなっている。職種別に見ると、建設躯体工事従事者が43.0歳、大工が40.6歳、配管従事者が45.6歳、その他の建設従事者が42.4歳、電気工事従事者が43.4歳、土木従事者、鉄道線路工事従事者が46.0歳と、職種によって平均年齢のばらつきが見られる。

⑻　女性の就労状況について、建設業の就業者に占める女性の割合は、1985年（昭和60年）以降では1991年（平成３年）の16.7％をピークに低下し、2010年（平成22年）から2012年（平成24年）までの13.9％を底に回復傾向となり、2024年（令和６年）には18.2％まで増加している。しかしながら、2024年（令和６年）の全産業45.5％に比べるとかなり低くなっている。

また、建設業の技能労働者に占める女性の割合は2024年（令和６年）には3.6％となっている。

⑼　建設分野における外国人材の受入状況については、2025年（令和７年）で20.6万人となっており、2019年（令和元年）の9.3万人から約２倍となっている。在留資格別では、技能実習生は12.0万人、特定技能外国人は2.7万人となっている。

3　建設労働者の需給動向

⑴　建設業関連職種の職業別有効求人倍率について、2024年度（令和６年度）は、建築・土木・測量技術者は5.58倍、建設躯体工事以外の建設従事者は4.59倍、電気工事従事者が3.30倍、土木作業従事者が6.10倍と、全産業の1.25倍と比べて高い倍率を示しているほか、建設躯体工事従事者については8.56倍と、特に高い倍率を示している。

⑵　建設労働者の過不足状況については、全体的には2009年（平成21年）から2011年（平成23年）前半までは過剰傾向にあったが、2011年（平成23年）後半以降は不足とする企業が多くなっている。部門別に見ると、2011年（平成23年）後半以降は、ほぼ全ての部門で不足の状況となっているが、専門・技術や技能工の部門で特に不足感が高くなっている。

4　建設労働者の労働条件等の動向

⑴　労働時間の状況を見ると、1997年（平成９年）４月１日からの週40時間労働制の全面適用を経て、建設業の事業所規模５人以上の事業所における１人当たりの年間総実労働時間は、1998年（平成10年）に2,009時間となったが、その後増加し、2017年（平成29年）には2,063時間となった。

それ以降は減少に転じており、2024年（令和６年）の年間総実労働時間は1,938時間となっているものの、全産業の1,643時間と比べると長時間である傾向は変わらない。

⑵　週休制の導入状況を見ると、建設業の企業規模30人以上の企業において、完全週休２日制を導入している割合は、2024年（令和６年）では45.9％と、2019年（令和元年）の27.0％と比較すると普及は進んでいるものの、全産業の56.7％と比べると普及が遅れており、土日連続全休制による現場閉所の割合が低いものと考えられる。

また、年次有給休暇の状況については、全産業における2024年（令和６年）の付与日数は16.9日である一方、建設業では17.8日と僅かながら全産業よりも多くなっている。取得日数については、全産業が11日、建設業が10.8日と同程度であることに対し、取得率は全産業が65.3％、建設業が60.7％と全産業を下回っている。

⑶　建設業における賃金水準について、2024年（令和６年）では、企業規模10人以上の事業所の全従業員で約565万円、企業規模５人以上９人以下の事業所の全従業員で約446万円と試算される。

なお、全産業の企業規模10人以上の事業所における2024年（令和６年）の全従業員の年間の給与額を試算すると、その額は約527万円である。

⑷　労働災害の状況を見ると、建設業における、労働災害による休業４日以上の死傷者数は1978年（昭和53年）以降概ね減少を続けている。死亡災害は1985年（昭和60年）から年間1,000人前後で横ばいで推移していたが、1997年（平成９年）以降は減少傾向に転じ、2024年（令和６年）には232人となった。また、全産業に占める割合は、死傷者数で10.2％、死亡者数で31.1％であり、建設業における労働災害は他の業種と比べて重篤な災害となる傾向を示している。

⑸　建設業における雇用保険の適用事業所数は、2024年度（令和６年度）で436,288事業所となっており、全産業における構成比は18.3％で最も多くなっている。また、2019年度（令和元年度）の適用事業所数412,515事業所から5.8％の増加となっている。

5　職業能力開発の動向

⑴　建設業におけるＯＦＦ－ＪＴ（業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修））の実施状況を見ると、正社員に対して「ＯＦＦ－ＪＴを実施した」と回答した事業所は、2024年度（令和６年度）には85.2％となっており、全産業の実施率の71.6％より高い状況である。

また、建設業における計画的なＯＪＴ（日常の業務に就きながら行われる教育訓練）の実施状況を見ると、正社員に対して「計画的なＯＪＴを実施した」と回答した事業所は、2024年度（令和６年度）には64.2％となっており、全産業の実施率の61.1％より高い状況である。

⑵　建設業における人材育成に関する問題点の状況を見ると、人材育成に「問題がある」と回答した事業所は、2024年度（令和６年度）には85.7％となっており、全産業の79.9％より高い状況である。問題点の内訳については、複数回答で「人材を育成しても辞めてしまう」が61.4％で最も多く、「指導する人材が不足している」が54.4％で続いている。

⑶　2024年度（令和６年度）における技能検定受検申請者数のうち建設関連の申請者数は112,643人（合格者数64,228人）となっており、2019年度（令和元年度）の106,811人（合格者数64,395人）から5.5％の増加となっている。また、等級別の受検申請者数の内訳を見ると、技能実習生を対象とした等級（随時２級、随時３級及び基礎級）の受検申請者数は70,150人（2019年度（令和元年度）の58,068人から20.8％の増加）、それ以外の等級は42,493人（2019年度（令和元年度）の48,743人から12.8％の減少）となっている。

Ⅲ　雇用の改善等を図るために講じようとする施策に関する基本的事項

建設労働者の雇用改善を進めるに当たっては、高齢化の進行等を背景に、将来的に技能労働者が不足することから、若年労働者等の確保・育成に向けた取組を進めることが必要である。

また、建設産業に関しては、依然として雇用関係が不明確、他産業と比べて長時間労働、技能労働者が低賃金である等労働条件の改善や労働福祉が立ち後れており、さらに職業能力開発が十分に行われていない等の問題があることから、これらの改善を図っていくことが必要である。

このため、建設労働者の職業生活の安定にも十分に配慮した上で、前述の建設雇用等の動向を踏まえ、若年労働者等の確保・育成、建設労働者の雇用改善、労働福祉の増進、職業能力の開発及び向上、ＣＣＵＳの活用促進等雇用の改善を一層促進することにより、建設労働者にとって魅力ある職場とするため、次の施策を積極的に推進する。

1　若年者等への建設業の魅力発信、入職・定着促進による担い手の確保・育成

⑴　若年労働者の確保・育成

技能労働者については、他産業に比べて高齢化が進展しており、入職者は減少傾向にある。今後、熟練技能を有する高年齢層の労働者が大量に離職するとともに、このまま若年者等の入職が進まなければ、技能労働者が将来的に不足することから、若年労働者の確保・育成が極めて重要な課題となっている。

ア　建設労働に対する理解の促進、建設業の魅力の発信

㋐　若年労働者の確保の観点から、建設業が社会的に評価され、イメージアップにつながるよう、建設業が社会資本の整備の担い手であること、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として多大な役割を果たしており、地域に不可欠な産業であることといった、国民一般の建設労働に対する正しい理解を促進するための取組を推進する事業主、事業主団体等に対して支援を行う等、建設業に対する理解の促進に向けて、官民一体となって取り組む。